



家畜防疫互助基金加入者の皆様へ 第7期家畜防疫互助基金支援事業への加入申込みの開始について

家畜防疫互助基金支援事業は、鳥インフルエンザが万一発生した場合に、安心して経営を維持・継続できるように、養鶏生産者が自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに、国（（独）農畜産業振興機構）が補助する制度です。

現行の第6期家畜防疫互助基金支援事業については、平成27年度から平成29年度の3年間に事業実施期間として実施しており、本年3月31日をもって事業実施期間終了となることから、次期事業実施主体候補者への応募を行ったところです。

今般、第7期家畜防疫互助基金支援事業実施主体候補者として、当協会が選定され引き続き本事業を実施することとなりましたので、ご支援・ご協力をお願いいたします。

つきましては、本年4月から第7期家畜防疫互助基金支援事業に係る加入手続を開始するにあたり、既に加入者の皆様方へご加入の意向確認書を送付させていただいておりますが、必要事項をご記入のうえ当協会まで報告をお願いします。当協会では皆様からの回答を整理後、順次契約手続を開始する予定としておりますので、引き続き本事業へのご参加を頂きますようお願いいたします。

また、新規の方につきましても、この機会に加入のご検討を頂きますようお願いいたします。

なお、第7期家畜防疫互助基金支援事業の開始に伴って、（独）農畜産業振興機構の「家畜防疫互助基金支援事業実施要綱」の一部改正が行われ、第7期における積立金単価及び交付上限単価は、次のページの通りとなります。





【第7期 積立交付金改定表】

積立金単価				交付金単価 (上限)	焼却・埋却 互助金
鶏 (家族型)	採卵鶏 (成鶏)	1羽当たり	7.0円	690円	80円
	採卵鶏 (育成鶏)	1羽当たり	3.0円	320円	
	肉用鶏	1羽当たり	0.2円	20円	
	種鶏 (成鶏)	1羽当たり	9.5円	930円	
	種鶏 (育成鶏)	1羽当たり	4.5円	430円	
鶏 (企業型)	採卵鶏 (成鶏)	1羽当たり	10.0円	990円	
	採卵鶏 (育成鶏)	1羽当たり	4.5円	460円	
	肉用鶏	1羽当たり	0.4円	30円	
	種鶏 (成鶏)	1羽当たり	14.0円	1,350円	
	種鶏 (育成鶏)	1羽当たり	6.5円	620円	
うずら	5羽当たり	5.0円	200円		
あひる	1羽当たり	2.0円	320円		
きじ	1羽当たり	2.0円	320円		
ほろほろ鳥	1羽当たり	2.0円	320円		
七面鳥	1羽当たり	2.0円	320円		
だちょう	1羽当たり	190.0円	31,900円	3,520円	

(成鶏：120日齢超 育成鶏：120日齢以下)

食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長及び食肉鶏卵課長連名により、本会会長あてに「食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について」通知があり、都道府県農政部長あて通知により養鶏業者等関係者への周知を下記のとおり依頼したとのお知らせと併せ、本会会員あての周知依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、鶏の食鳥処理場への出荷に際し、食鳥処理業者との調整等により輸送の過密化や食鳥処理場での保管の長時間化を避けられるよう今一度ご留意いただきたくお願いします。なお、本件に関しては厚生労働省及び環境省からも都道府県関係部局長宛てに関係者への周知依頼がなされております。

厚生労働省の通知文

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000199531.pdf>

環境省の通知文 http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_35.pdf



写

29生畜第1114号
平成30年3月26日

北海道農政事務所長
地方農政局生産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿

(農林水産省)生産局畜産部
畜産振興長
食肉鶏卵課長

食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について

採卵鶏の更新については、例年、不需要期である夏場や年明けにこれを行う養鶏業者が多く見られることに加え、最近では、鶏飼養羽数が増加傾向で推移していることから、今後、鶏の食鳥処理場への出荷が従来よりも多くなると見込まれる。

このため、仮に、鶏の食鳥処理場への出荷が過度に集中し、食鳥処理業者等において、輸送の過密化や食鳥処理場での保管の長時間化を余儀なくされた場合には、関係法令等に定める保管基準等の適切な遵守に支障を来すことが懸念される。

については、貴管内の都道府県に対し、特に鶏の食鳥処理場への出荷に当たっては、養鶏業者と食鳥処理業者が調整の上、関係法令等に留意しつつ、計画的に出荷すべき旨、養鶏業者等関係者に対して周知するよう依頼されたい。

[参考]

- ・ 産業動物の飼養及び保管に関する基準(昭和62年10月9日総理府告示第22号)
 - 第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持
 - 5 管理者及び飼養者は、その扱う動物種に応じて、飼養又は保管する産業動物の快適性に配慮した飼養及び保管に努めること。
 - 第4 導入・輸送に当たっての配慮
 - 3 産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。
- ・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年6月29日厚生省令第40号)
 - 別表第3
 - 二 食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の衛生的取扱い
 - イ 生体の受入れ
 - (1) 食鳥処理をしようとする食鳥の集荷に当たっては、異常なものの排除に努めるとともに、生体の健康の保持に留意して輸送すること。



サルモネラ(4:i:-)の取扱について

農林水産省消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室長より、本会あてに「サルモネラ(4:i:-)の取扱について」事務連絡があり、下記の都道府県家畜衛生主務部長あて通知と併せ、サルモネラ・ティフィムリウム(ST)の検査について、円滑な防疫対策が講じられるよう協力依頼がありましたので、お知らせします。

写

29 消安第6791号

平成30年3月29日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

サルモネラ(4:i:-)の取扱について

農林省令第35号)第2条において、サルモネラ・エンテリカであって血清型がダブリン、エンテリティディス、ティフィムリウム及びコレラエスイスによるものが届出伝染病として規定されています。

近年、サルモネラ・ティフィムリウム(以下「ST」という。)に性状が似ているものの、鞭毛抗原の第2相を欠くサルモネラ(以下「サルモネラ4:i:-」という。)の家畜の感染事例の報告が増加しています。

このため、サルモネラ4:i:-について、我が国における家畜からの分離状況、病原体等を調査した結果、STの遺伝子が一部変異したものであり、その病原性についてもSTと同様であったことから、サルモネラ4:i:-(臨床症状、疫学状況等から判断される場合を含む。)については、家畜衛生上、STとして取り扱うこととします。

なお、サルモネラ4:i:-はSTが変異したものであることを含め、適切に病原体を同定することが必要であることから、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門の協力の下、先般、サルモネラ4:i:-の標準菌株を配布したところです。

つきましては、サルモネラ4:i:-の検査方法を別添のとおり定めるとともに、本年4月1日以降、適切な検査の実施につき、よろしくお願ひします。



平成29年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る 疫学調査チーム検討会(第2回)の概要

農林水産省では、平成30年3月28日に「平成29年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査チーム検討会(第2回)」を開催し、その概要が公表されました。概要は以下のとおりです。

なお、本病は例年、1月から2月にかけて発生が多く見受けられますが、過去には平成26年4月に発生が確認されております。

会員の皆様には、引き続き厳重な警戒をするとともに、予防対策の強化・徹底をお願いします。

<疫学調査チーム検討会概要>

平成30年1月に香川県で確認された高病原性鳥インフルエンザ(H5N6亜型)の発生事例について、発生確認直後に実施した現地調査、分離ウイルスの遺伝子解析や感染試験による性状分析等を踏まえ、疫学調査報告書の取りまとめに向けた検討を行った。

本日の議論も踏まえ、本年4月下旬目途の公表を目指し、疫学調査報告書の作成を進めることとされた。

1. 現地調査等の概要

第1回検討会以降に新たに判明した事項はないものの、動物衛生研究部門から2016-17シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生に関し、農場近接の水辺と発生の有無に関する論文が発表され、同シーズンでは近接の水辺の存在が家さん農場におけるHPAIの発生と有意に関連することが示されたことから、報告書においても記載することとされた。

2. 分離ウイルスの特徴

(1) 島根県の死亡野鳥(29年11月)、東京都の死亡野鳥(30年1月)及び兵庫県の死亡カラス(30年3月)から検出されたウイルスは相同性が極めて高かったが、香川県で検出されたウイルスとは明確に区別された。一方、韓国の野鳥(マガモ等)から検出されたウイルスと香川分離株は極めて近縁であった。



(2) 感染試験の結果から、

- ① 香川県で検出されたウイルスは、昨年度までに検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に鶏に対し高い致死性を示した。
- ② これまでに国内で分離されたウイルスに比べて、感染の成立には比較的多くのウイルス量が必要であった。また、感染の拡大には複数の家きんととの密接な接触が必要であることが示唆された。
- ③ これまでに国内で分離されたウイルスに比べて、感染鶏から排せつされるウイルス量は1/10～1/100倍程度少なかった。

3. ウイルスの侵入時期及び経路

(1) 国内への侵入経路・時期

今シーズンの渡り鳥の渡りの動向は例年に比べて大きな変化はなく、香川県で検出されたウイルスと韓国の野鳥から検出されたウイルスは極めて近縁であったことから、昨年末以降、渡り鳥によってこれらの地域にウイルスが持ち込まれたと考えられた。

渡り鳥の北上は始まっているものの、4月までは国内に存在するとされており、また、過去には4月に本病の発生が確認された事例もあることから、越冬を終えて営巣地に向かうまでの間は警戒が必要であることが再確認された。

(2) 鶏舎への侵入時期・経路

発生状況、飼養衛生管理の状況等からは、特定の経路から家きん舎内にウイルスが持ち込まれたことを示す情報は得られていない。

近接の水辺の存在が家きん農場におけるHPAIの発生リスクを高めることが示唆され、香川県の事例では発生農場の敷地のほぼ中央にため池が存在することから、ウイルスが鶏舎周辺に存在し、人、野生動物等何らかの形でウイルスが鶏舎内に侵入した可能性が考えられた。

4. 香川県での高病原性鳥インフルエンザの発生に係る初動対応の検証

(別紙の通り)



(別紙)

香川県での高病原性鳥インフルエンザの発生に係る初動対応の検証

1. 目的

今事例では、通報当日（1月10日）の簡易検査に引き続き実施した精密検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）と判断するには至らず、翌日の再検査で同病の疑似患畜と判断された。このため、香川県と動物衛生研究部門における検査成績の比較、分離ウイルスの感染試験により明らかとなった性状等を踏まえて今後の検査体制を検討するため、初動対応を検証する。

2. 検査及び試験結果

(1) 検査成績の比較等

- ①香川県で遺伝子検査に用いた検体を使って動物衛生研究部門で同検査を実施したところ、両者の検査結果は矛盾しないことを確認した。
- ②香川県が実施した死亡鶏の病理組織検査では、ウイルスと大腸菌症の混合感染所見が確認された。

(2) 分離ウイルスの性状

- ①分離ウイルスは、昨年度までに検出されたウイルスと同様に、鶏に対し高い致死性を示したが、これまでの分離ウイルスに比べて、感染鶏から排せつされるウイルス量は1/10～1/100倍程度少なかった。
- ②これまでの分離ウイルスに比べて、感染の成立には比較的多くのウイルス量（2011年分離株と比べて100倍程度）が必要であった。また、感染の拡大には感染した複数の家きんとの密接な接触が必要であることが示唆された。



3. 検証の結果

- 感染鶏からのウイルス排せつ量が少なく（（2）①）、感染の成立に多くのウイルス量が必要なことは（（2）②）、従来に比べて死亡家きんにおける簡易キットの検出率が低い結果を支持するものであった。
- 死亡家きんの簡易検査の検出率が25%であったことから、少なくとも感染鶏を1羽以上確実に検出できるように死亡家きんの検査羽数を設定する必要がある。
- 動物衛生研究部門が気管スワブの採取を行った際には、気管切開の有無により検査結果に差が認められなかったが、現場において採材にあたる者の手技等にかかわらず確実な採材を可能とするため、切開して採材することを推奨する必要がある。
- 香川県の検査手技については問題がなかったが（（1）①）、大腸菌等の複合感染（（1）②）が検査結果等に影響を与えた可能性も否定できなかった。

4. 今後の対応

検証の結果を踏まえ、農林水産省が本年1月15日に通知した検査体制の強化（検査羽数を5羽から11羽へ増加、採材は解剖して確実に実施）は、引き続き実施していくことが適当である。また、ウイルス株の性状により排せつ量が異なる可能性を踏まえると、今後の発生事例においても、家きんから分離されるウイルスを用いた感染試験等によって検査の信頼性を確認する必要がある。

各県は家畜疾病の診断体制の信頼性を確保するため、引き続き家畜保健衛生所における精度管理体制の整備を進める必要がある。

このほか、大腸菌等の複合感染が検査結果等に影響した可能性が否定できないことから、追加的に再現試験を実施し、複合感染の影響を確認する必要がある。

<農林水産省 鳥インフルエンザに関する情報>

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>



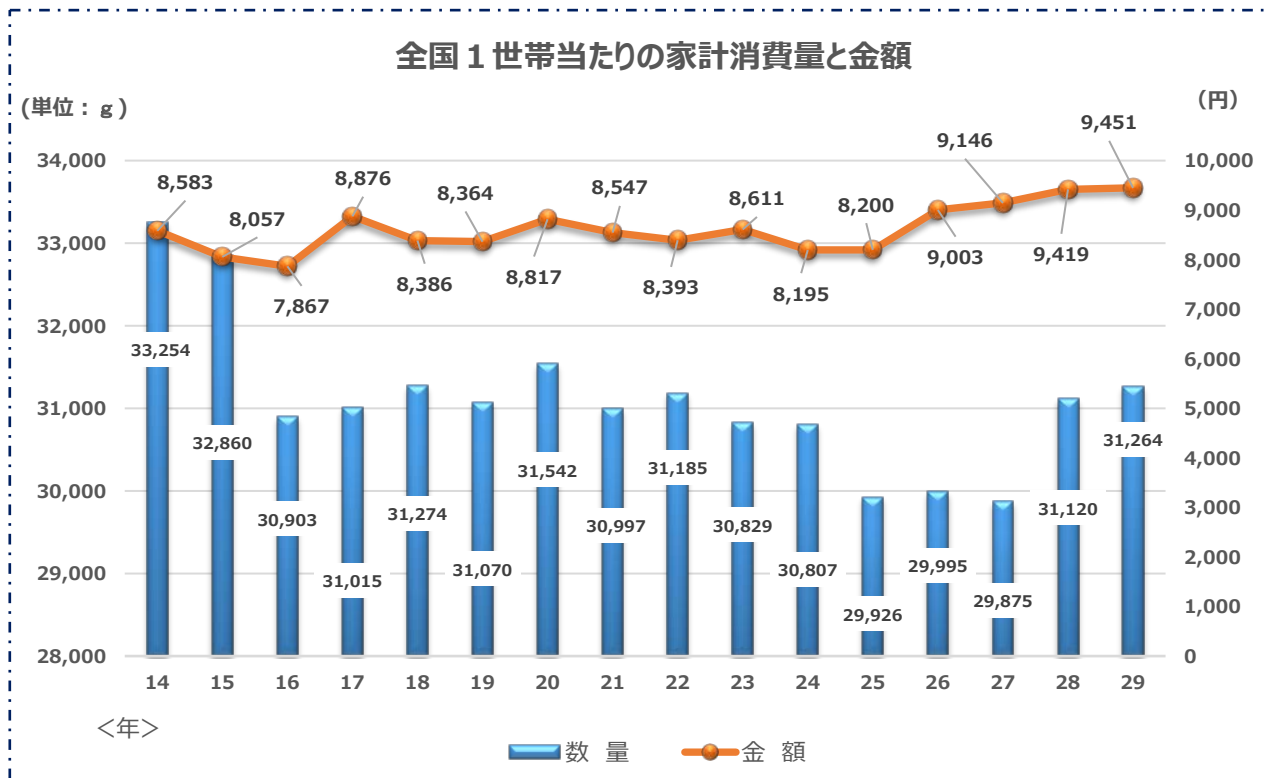
29年鶏卵の家計調査購入量

平成30年2月16日に総務省統計局より公表された「平成29年家計調査報告(速報)」によると、平成29年(1~12月)の1世帯当たり(平均世帯人員2.98人、世帯主の平均年齢59.6歳)の消費支出は、1世帯当たり1か月平均283,027円で、前年に比べ名目0.3%の増加となり。物価変動(0.6%)の影響を除いた実質では0.3%の減少となりました。

鶏卵の購入量は、対前年比0.5%増の31,264kgで、2年連続で30kgを上回って推移しています。一方、鶏卵の支出金額は、対前年比0.3%増の9,451円で、平成25年以降、前年を上回って推移しています。

また、1人当たりの鶏卵購入量及び鶏卵の支出金額を1世帯当たりの人数を基に試算すると、鶏卵購入量は10.491kg、鶏卵支出金額は3,171円となっています

なお都市別(都道府県庁所在地及び政令指定都市の52都市)の年間1世帯当たりの鶏卵購入量をみると、鳥取市(37,124kg)が最も多く、次いで堺市、広島市、秋田市、福島市となりました。





配合飼料供給価格の動向

全国農業協同組合連合会（JA全農）は、平成30年4～6月期の農家向け配合飼料供給価格について、外国為替は円高となるものの、とうもろこしのシカゴ定期（先物市場価格）や大豆粕価格が値上がりしていることに加え、ビタミン類の価格急騰により飼料添加物が大幅に値上がりしていることなどから、平成30年4～6月期の配合飼料価格は平成30年1～3月期に対し、全国全畜種総平均トンあたり約1,100円値上げする事を発表しました。

なお、改定額は、地域別・畜種別・銘柄別に異なります。

単位(円/トン当たり)

	1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期
平成30年	↑1,500	↑1,100	-	-
平成29年	↑1,950	↑700	▼1,100	▼400
平成28年	▼700	▼3,700	▼800	▼1,650
平成27年	↑2,550	▼750	▼1,800	据え置き

出典：全国農業協同組合連合会（JA全農）「配合飼料供給価格」

協会活動報告

[青字下線部クリックで、\(一社\)日本養鶏協会ホームページ内
該当事業のページが開きます](#)

鶏卵生産者経営安定対策事業

① 価格差補填事業の事業参加者との契約数量（トン/月当たり）

平成26年度	160,792
平成27年度	161,936
平成28年度	164,846
平成29年度	162,353

② 3月の標準取引価格 194.29円/Kg

平成30年度補填基準価格 185円/Kg

平成30年度安定基準価格 163円/Kg



統計データ

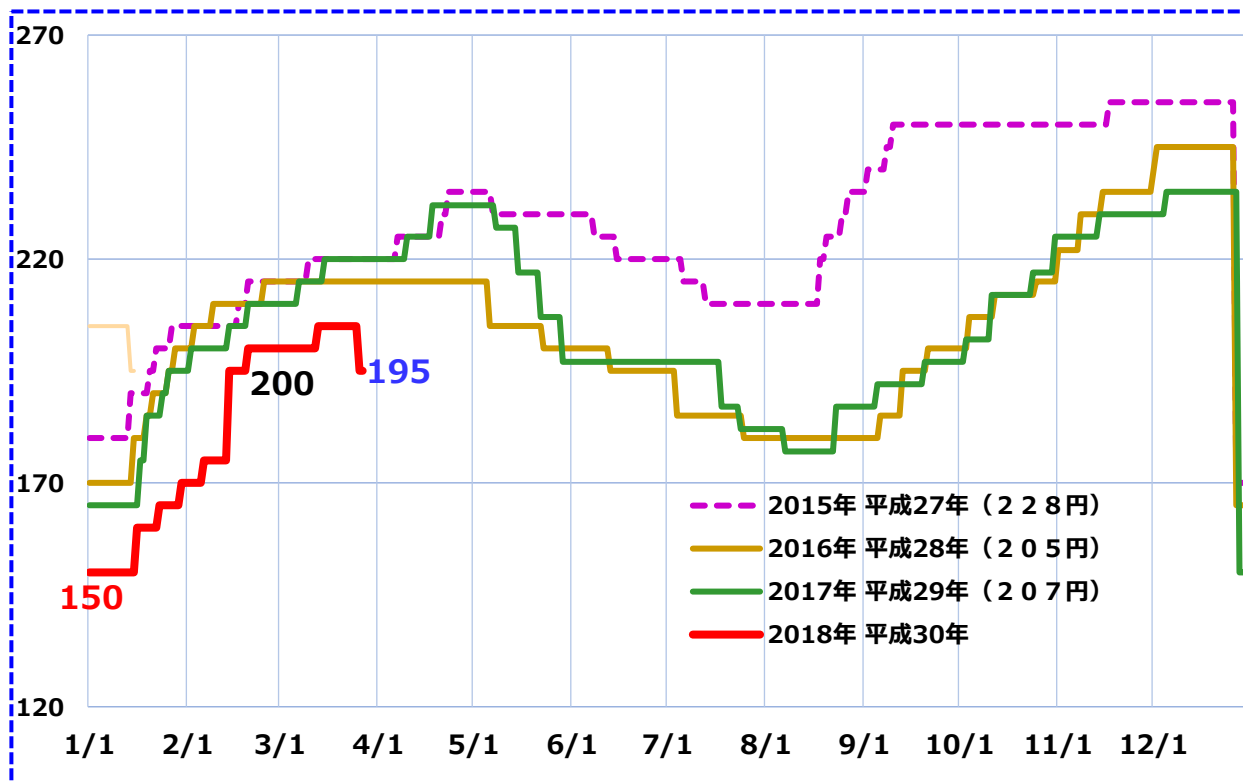
【相場動向】 過去10年間の2月相場<Mサイズ>

(単位:円/kg)

	平均値	高値	安値
平成21年	186	208	174
平成22年	194	213	179
平成23年	203	223	189
平成24年	185	203	179
平成25年	190	208	184
平成26年	240	258	234
平成27年	209	233	199
平成28年	209	233	194
平成29年	204	228	184
平成30年	189	218	164
平均値	201	223	188

平成30年2月の鶏卵相場（東京全農Mサイズ）は、平均値189円、高値218円、安値164円と、いずれも過去10年間の平均値を下回る相場となりました。安値については、10年間で最も安い相場となっています。

【鶏卵相場推移 2015年～2018年 事業年度 東京全農Mサイズ 円/Kg】



鶏卵相場は3月に入り、200円からスタートし中旬から5円値を上げましたが、3月の下旬に10円値を下げ195円と過去4年で最も低い相場で推移しています。



【鶏卵関係主要計数】平成30年1月までの1年間の主要計数推移

	雛餌付羽数(出荷)		配合飼料出荷量		家計消費量		鶏卵相場	
	数量(千羽)	前年比	数量(千ト)	前年比	数量(グラム)	前年比	本年	前年
29年 2月	9,276	111.5%	457	101.9%	850	102.0%	179	182
3月	9,748	105.5%	513	103.1%	877	101.4%	217	215
4月	9,112	103.8%	468	95.9%	907	102.0%	227	215
5月	9,029	96.1%	497	106.6%	890	100.1%	216	204
6月	9,759	105.8%	474	102.1%	843	97.2%	197	197
7月	9,889	104.2%	455	103.2%	866	100.2%	191	184
8月	8,339	98.4%	466	102.3%	849	104.6%	182	180
9月	9,014	98.1%	566	103.9%	858	101.3%	194	192
10月	9,225	100.9%	487	104.2%	910	100.2%	211	211
11月	9,519	107.7%	494	102.9%	899	102.8%	228	231
12月	9,081	98.6%	536	102.1%	936	103.0%	234	245
30年 1月	9,387	101.2%	477	103.9%	889	104.6%	159	179
1年間合計 平均(%)	111,378	102.7%	5,890	102.7%	10,574	101.6%	203 (平均)	203 (平均)

- ・雛餌付羽数は、約939万羽と前年同月比を1.2%上回り、年間でも2.7%上回って推移しています。
- ・配合飼料出荷量は、前年同月比を3.9%上回る48万トンとなり、昨年5月以降、前年を上回って推移しています。
- ・鶏卵の家計消費量は、前年同月比を4.6%上回る889グラムとなり、年間でも1.6%上回っており堅調に推移しています。
- ・これらの統計からすると、供給サイドおよび家計消費も前年度を上回り堅調な展開が続いています。

発行日変更のお知らせ

日頃より、「日鶏協ニュース」をご愛読いただきありがとうございます。

「日鶏協ニュース」の発行日につきましては、これまで月末を目途に発行してまいりましたが、最近では皆様方の要望を踏まえ、鶏卵生産者経営安定対策事業における前月の補填単価を掲載する関係から、月初めの発行となっております。

このため、3月号は4月号との合併号とさせていただきます、今後は毎月初めの発行へ変更させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

【日鶏協ニュース】 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内（5階）

TEL：(03)3297-5515 FAX：(03)3297-5519 発行日 2018年4月2日

編集・発行責任者：小田上浩史(info@jpa.or.jp)

